

## 外国人対象新型コロナウイルス検査費用及び滞留資格関連案内

### □ 新型コロナウイルス検査を受けなければならない場合

- ① 医者の所見により原因未詳の肺炎等新型コロナウイルスが疑われる場合
- ② 海外訪問歴があり、韓国入国後14日以内に発熱(37.5℃以上)又は呼吸器症状(咳、呼吸混乱等)がある者
- ③ コロナウイルス感染症一国内集団発生と疫学的に関連性があり14日以内に発熱(37.5℃以上)又は呼吸器症状(咳、呼吸混乱等)がある者

### □ 案内事項

- ① 上記の場合に該当され診断検査を受ける場合費用が発生しません。
- ② 滞留資格がない場合にも 新型コロナウイルス関連症状で医療機関で診断を受けた場合は、出入国・外国人官署等で通報しません。

\* 法務部 1. 31. 報道 「不法滞留外国人も負担なしに感染症検診を受ける事ができます。」

- 新型コロナウイルス関連のお問い合わせは保健所又は1339コールセンターに、出入国関連民願案内及び生活情報関連は外国人総合案内センター1345に問い合わせさせていただくと詳しい案内を受けられます。